

# 地域再生計画における公的不動産活用の支援措置

---

令和3年3月26日

内閣府 地方創生推進事務局

# 地域再生計画における公的不動産の有効活用事例

## ○ 地域再生制度（地域再生法（平成17年法律第24号））

- 地方公共団体が行う自主的・自立的な取組（地域再生計画）を支援するため、平成17年度に創設。
- 地域からの声や地域の政策ニーズを踏まえ、国が支援措置のメニューを整備。
- これまで、8,786件の地域再生計画が内閣総理大臣の認定を受けている。

※第1回認定（平成17年6月17日）～第58回認定（令和2年11月6日）までの延べ認定件数

### 主な公的不動産活用に資する支援措置メニュー

- ① 地方創生推進交付金
- ② 地方創生応援税制  
（企業版ふるさと納税）
- ③ 地域再生支援利子補給金
- ④ PFI推進機構の業務の特例
- ⑤ 補助対象財産の転用手続の一元化・迅速化
- ⑥ 公共施設を転用する事業へのリニューアル債等

	自治体	事例名（地域再生計画の名称）	活用した公的不動産	活用制度
P2	石川県小松市	次世代エネルギー・モビリティイノベーションによる地域活性化プロジェクト	廃校	補助金で整備された公立学校施設の転用の財産処分手続きの弾力化
P3	宮崎県	県営住宅の空き住戸を活用したコミュニティ再生計画	公営住宅	公営住宅における目的外使用承認の柔軟化
主な支援措置メニュー				
P4	【参考】地方創生推進交付金			
P5	【参考】地方創生拠点整備交付金			
P6	【参考】地域再生支援利子補給金			

# 地域再生計画における公的不動産の有効活用事例①

## ○補助金で整備された公立学校施設の財産処分手続きの弾力化に係る事例（石川県小松市）

次世代エネルギー・モビリティイノベーションによる  
地域活性化プロジェクト

石川県小松市



作成主体	石川県小松市
計画期間	2020年度～2025年度



金野小学校

※写真は小松市金野小学校HPより引用

### ◆背景

- 石川県西南部に位置する小松市は、人口約11万人の都市。
- 人口は減少傾向となっており、特に金野地区においては、かつて基幹産業であった鉱山が閉山した上に、地形的にも中山間地域であることから、過疎化や高齢化が進行しており(2020年において、人口1,121人、高齢者人口比率38.7%)、2018年3月には金野小学校が閉校した。
- 更なる高齢化の進行や人口流出が進めば、新たなビジネスが呼び込まれる機会も失われ、受け継がれてきた様々な技術や歴史の維持・継承が困難になる等、地域全体の活力低下が危惧される。

### ◆目標

- 閉校となっている旧金野小学校を、ものづくり人材育成フィールド、新エネルギーの実用化・次世代モビリティの研究開発等の研究拠点及びサテライトオフィスとして解放することにより、新たなビジネスや雇用の創出、更なる交流人口の拡大に繋げる。

### 【数値目標】

- 研修等教育利用回数(利用回数:回) 0回→12回(令和7年度)
- オフィス等利用人数(利用人数:人) 0回→45人(令和7年度)



### ◆取組

#### 次世代エネルギー・モビリティイノベーションによる地域活性化プロジェクト

閉校した旧金野小学校を整備し、地域交流センター・生涯学習センター・サテライトオフィス等の次世代コミュニティの利用及びグリーンディール経済に対応する次世代エネルギー・次世代モビリティ連携研究利用の取組を行うことで雇用の拡大、交流人口の拡大、ひいては里山地域の活性化を図る。

【補助金で整備された公立学校施設の財産処分手続きの弾力化(文部科学省)】

# 地域再生計画における公的不動産の有効活用事例②

## ○公営住宅における目的外使用承認の柔軟化に係る事例（宮崎県）

### 県営住宅の空き住戸を活用したコミュニティ再生計画



作成主体	宮崎県
計画期間	2020～2022年度

#### ◆背景

- ・ 高齢人口の増加(H27年時点29.3%)が課題となっているほか、家族類型別世帯数をみると、高齢単身世帯(H27年時点30.5%)やひとり親世帯(H27年時点10.0%)の割合が多く、今後さらに増化することが予測されている。
- ・ こうした中、高齢者や障がい者、子育て世帯に対して様々な支援を実施しているNPOや社会福祉協議会等の団体が県内に339団体存在するものの、活動拠点となる施設が少ない状況にある。

#### ◆目標

- ・ 県営住宅の空き住戸を地域のニーズに合わせて有効活用しNPO法人等との協働により、入居者や地域住民へのサービス等の充実はもとより、県営住宅を含む地域のコミュニティ活性化を図ることを目標とする。

#### 【数値目標】

- ・ 地域コミュニティ活動拠点の利用者延べ人数 2,750名／年(R4年度)
- ・ 地域コミュニティ活動拠点の利用者満足度 70%(R4年度)
- ・ 子育て支援のための事業実施回数 165回(R4年度) 等



#### ◆取組

### ○県営住宅の空き住戸を利活用したコミュニティ活動拠点創出による地域コミュニティ活性化支援事業

宮崎市にある県営住宅「生目台(いきめだい)団地」の空き住戸を、子育て支援や高齢者生活支援等の地域コミュニティ活動を行うNPO法人等に有償で貸し付け、同法人等が行う活動(高齢者の居場所づくり事業や講話教室、ゴミ出し支援活動、放課後児童の居場所づくり事業など)を支援することで、団地入居者や地域の方々が安心して生き生きと暮らせる魅力ある地域づくりを進め、地域コミュニティの活性化を図る。

【公営住宅における目的外使用承認の柔軟化(国土交通省)】



県が管理する県営住宅(生目台団地)

※写真は宮崎県宅地建物取引業協会HPより引用

# 地方創生推進交付金（内閣府地方創生推進事務局）

【参考】

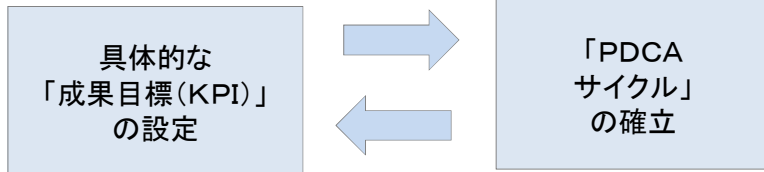
令和3年度概算決定額 1,000億円  
 （令和2年度予算額 1,000億円）

## 事業概要・目的

○第2期「まち・ひと・しごと創生総合戦略」に基づく地方創生のより一層の推進に向けた取組を支援します。

- ①地方版総合戦略に基づく、地方公共団体の自主的・主体的で先導的な事業を支援
- ②KPIの設定とPDCAサイクルを組み込み、従来の「縦割り」事業を超えた取組を支援
- ③地域再生法に基づく法律補助の交付金とし、安定的な制度・運用を確保

【手続き】地方公共団体は対象事業に係る地域再生計画（概ね5年程度）を作成し、内閣総理大臣が認定。



※本交付金のうち一部については、地方大学・産業創生法に基づく交付金として執行

## 対象事業等

### 【対象事業】

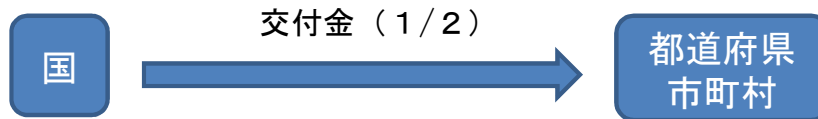
- ①先駆性のある取組及び先駆的・優良事例の横展開
  - ・官民協働、地域間連携、政策間連携、事業推進主体の形成、人材の確保・育成
  - 例) しごと創生、観光振興、地域商社、スポーツ・健康まちづくり、生涯活躍のまち、働き方改革、小さな拠点、商店街活性化 等
- ②Society5.0を推進するための全国的なモデルとなる取組
  - ・未来技術を活用した新たな社会システムづくりを支援

	交付上限額（国費）	申請上限件数
都道府県	先駆3.0億円 横展開1.0億円	原則9事業（うち広域連携3事業）
中枢中核都市	先駆2.5億円 横展開0.85億円	原則7事業（うち広域連携2事業）
市町村	先駆2.0億円 横展開0.7億円	原則5事業（うち広域連携1事業）

※Society5.0タイプは都道府県・中枢中核都市・市町村ともに交付上限額(国費)3.0億円、申請上限件数の枠外

- ③わくわく地方生活実現政策パッケージ（移住・起業・就業支援）
  - ・東京圏からのU I Jターンの促進及び地方の担い手不足対策
- ④複数年度にわたる施設整備事業（地方創生拠点整備交付金）

## 資金の流れ



（1/2の地方負担については、地方財政措置を講じます）

## 令和3年度からの主な運用改善

- ①複数年度にわたる施設整備事業の円滑化（本交付金のうち50億円を地方創生拠点整備交付金として措置（20億円の増額））
- ②移住支援事業の要件緩和（テレワーカー等の対象化）
- ③起業支援事業の要件緩和（Society5.0関連業種等の対象化）

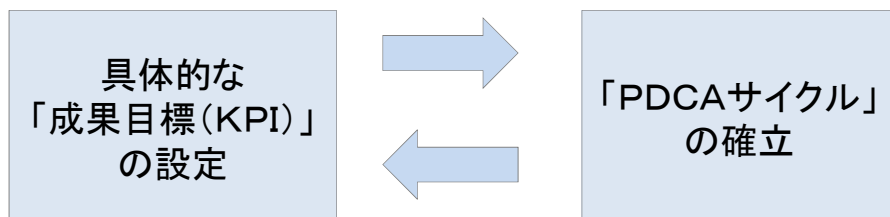
地方創生拠点整備交付金（内閣府地方創生推進事務局）  
 令和2年度補正予算額 500億円（事業費ベース 1,000億円）

事業概要・目的

○地域におけるポストコロナに向けた経済の好循環の実現という喫緊の課題に対応するため、地域の観光振興や住民所得の向上等の基盤となる先導的な施設整備等を支援します。これにより、所得や消費の拡大を促すとともに「まち」を活性化させ、地方の定住・関係人口の拡大にも寄与します。

- ① 地域の所得や消費の拡大を促すとともに「まち」の活性化につながる先導的な施設整備等を支援
- ② KPIを伴うPDCAサイクルを組み込み、従来の「縦割り」事業を超えた取組

【手続き】地方公共団体は、対象事業に係る地域再生計画を作成し、内閣総理大臣が認定。



対象事業等

【対象事業】

○事業ごとに具体的な重要業績評価指標（KPI）の設定及びPDCAサイクルを備えられていることを前提として、「地方版総合戦略」に位置付けられた（ないしは位置付けられる予定である）事業であって、十分な地方創生への波及効果の発現を期待できるものを対象

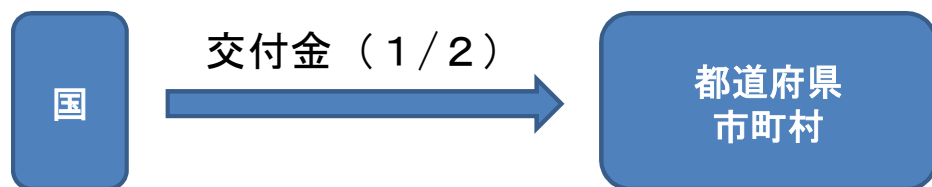
【交付上限額の目安】（1団体当たり）

	都道府県	中枢中核都市	市町村
交付上限額の目安（国費）	15億円程度	10億円程度	5億円程度

【主な対象施設のイメージ】

- 地域資源を効果的に活用し、ローカルイノベーションを起こすことにより、観光や農林水産業の先駆的な振興に資する施設
- 地方への人の流れを飛躍的に加速化し、地方への移住や起業等に確実につながる施設
- 地域における多様な働き方を先駆的に実現し、女性や高齢者の就業を効果的に促進するための施設
- 地域での魅力的なまちづくりを実現し、交流人口の拡大や地域の消費拡大に効果的に結びつく施設

資金の流れ



期待される効果

○地域の観光振興や住民所得の向上等の基盤となる施設の整備等を通して、所得や消費の拡大を促すとともに「まち」を活性化させることで、地方の定住・関係人口の拡大にも寄与し、地方創生の充実・強化につなげます。

# 地域再生支援利子補給金 (内閣府地方創生推進事務局)

【参考】

3年度概算決定額 **2.3億円**  
(2年度予算額 2.4億円)

## 事業概要・目的

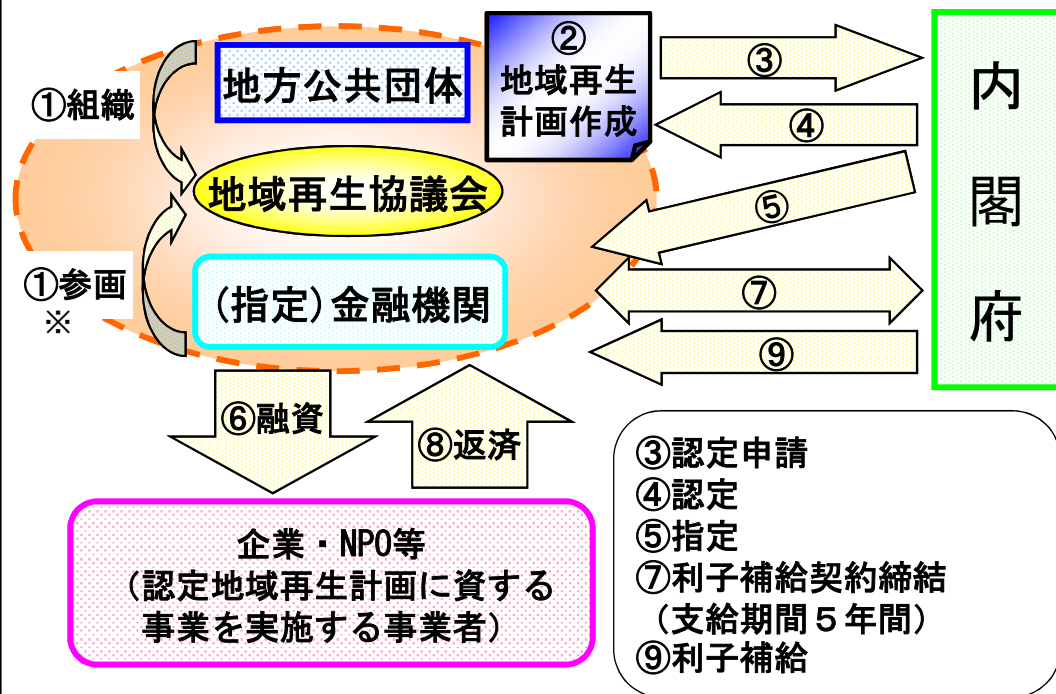
○目的：地域再生を総合的かつ効果的に推進するという地域再生法の目的に資するため、投資を誘発し、地域経済を活性化させ、雇用の創出を図ることを目標に、金融面での支援を行うものです。

○概要：認定された地域再生計画に資する事業を行う事業者が、金融機関から当該事業を実施するうえで必要な資金を借り入れる場合に、国が当該金融機関を指定（以下「指定金融機関」という。）したうえで、予算の範囲内で最大0.7%の利子補給金を支給します。利子補給の支給期間は、指定金融機関が事業者へ最初に貸付けした日から起算して5年間です。

また、具体的実施事業を計画に記載する特定地域再生計画に基づく場合は、金融機関が地域再生協議会の構成員であることを必要としない要件緩和を行います。

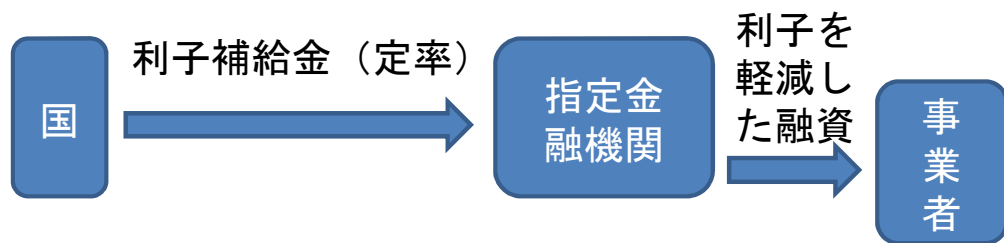
## 事業イメージ・具体例

○地域再生支援利子補給金のイメージ



※特定地域再生計画に基づく場合は不要

## 資金の流れ



## 期待される効果

- 投資誘発、地域経済の活性化、雇用の創出が期待されます。
- 令和3年度において、利子補給金の支給対象となる金融機関から事業者への融資額は、125億円を予定しています。